



村田 享子 参議院議員

マンスリーレポート 消費者問題 号外



後を絶たない「脱毛エステ」等のトラブル 倒産被害から“泣き寝入り”する消費者を守る！

村田議員 医療脱毛大手の破産：被害者に寄り添った誠意ある適切な対応を政府に求める！

2024年12月23日、参議院「消費者問題に関する特別委員会」で、医療脱毛・美容脱毛について質問しました。

- 政府、「脱毛エステ」等の破産対応が不十分！相談窓口の規模は大丈夫か？
- 「脱毛エステ」を契約する際には、「前受け金保全措置」の有無確認を国は周知徹底すべき！
- 「アリスアクリニック」相談窓口は、今月末(1/31)まで！

○全国約60店舗の医療脱毛大手(法人)が破産。被害者は約9万人以上。既に数十万円支払っているにも関わらず、施術を受けられないままの被害者もいる。



村田享子参議院議員



伊藤良孝
消費者担当大臣

○全国の消費生活センターにも相談が数多く寄せられており、重要な課題と認識している。
○施術等契約内容の注意喚起を行う。

○約9万人以上の被害者がいる。センターは、相談をした被害者へ一般的にどのような対応をしているのか。



尾原知明政府参考人
(消費者庁)

○専門の相談員が適切な助言を行う。
必要に応じて、弁護士など専門の機関に繋げる。

○アリスアクリニックのHPには、破産管財人の弁護士が「事業停止で施術できない」「現金前払の施術代の返金は極めて難しい」と説明があり、多くの被害者が泣き寝入りをするしかない状況にある。

○今年1~11月にエステ業倒産は99件(既に年間過去最高)、うち94件が破産。消費者庁の対策・注意喚起は？



尾原知明政府参考人
(消費者庁)

○注意喚起例として、契約前のチェックポイントを示している。
項目は、「使用薬を自ら説明できるか」「リスクや副作用を納得したか」「脱毛以外の方法を説明されたか」「脱毛やその施術は今すぐ必要なのか」の4つ。
○医療安全支援センター等でも相談可。

○エステや美容医療等の契約時に、**「前受金保全措置」の有無を確認できるか**。「特定継続的役務提供」の契約時の確認を、チェックポイントにいれるべき。

○消費者庁は、消費者に対して、「消費者が事業者を確認する」「事業者が消費者に説明する」「都度払いにする」など、**周知徹底すべきでは？**



○規制や規則は、不断に見直すべき。
○医療機関側が遵守すべき法令等の理解促進のため、関係省庁と連携し、消費者被害の未然防止に努めたい。



【質疑を終えて】

全国の多くの女性や若い方等が被害を受け、悲鳴を上げている社会的な問題です。昨年3月にも同様に質問したにも関わらず、いまだに政府は冷たい対応のみ。

しかも、この破産法人の契約確認サイトは、今年1月末に閉鎖されるとのこと！今後も、政府の対策を求め続け、被害に遭われた方々に寄り添ってまいります。

Q:「前受金保全措置」とはどのようなことですか？

A:事業者の倒産等に備えて、顧客に対して前受金の全部または一部の返還を担保するため、事業者が金融機関等との間に保証委託契約を締結している場合等をいいます。

下部にある二次元コードから質問の模様を見ることが出来ます。



← 質問の動画

← 質問の議事録(未定稿)



【発行元】 JAM 政治センター
TEL:03-3451-2451

〒100-8962 東京都千代田区永田町 2-1-1
公式サイト⇒<https://murata-kyoko.com/>